

○大隅肝属広域事務組合障害程度区分認定審査会に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）及び大隅肝属広域事務組合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第4号）に定めるもののほか、障害程度区分認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し必要な事項を定める。

(合議体の数)

第2条 認定審査会に設置する合議体の数は、4以内とする。

(一合議体の委員数)

第3条 一合議体の委員数は、5人以内とする。

(合議体の招集)

第4条 合議体は、合議体の長が招集する。

(合議体の長)

第5条 合議体の長は、合議体の議長となり、議事を整理する。

2 合議体の長が合議体に出席できないときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 認定審査会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に肝属地区介護保険組合認定審査会の委員である者は、引き続きこの条例による委員とみなす。